



兵庫労働局発表
平成30年9月20日(木)

担	職業安定部職業安定課
	課長 竹内 重雄
	雇用情報官 小林 誠
当	電話 078-367-0792

丹波市が丹波地域初の雇用対策協定締結！

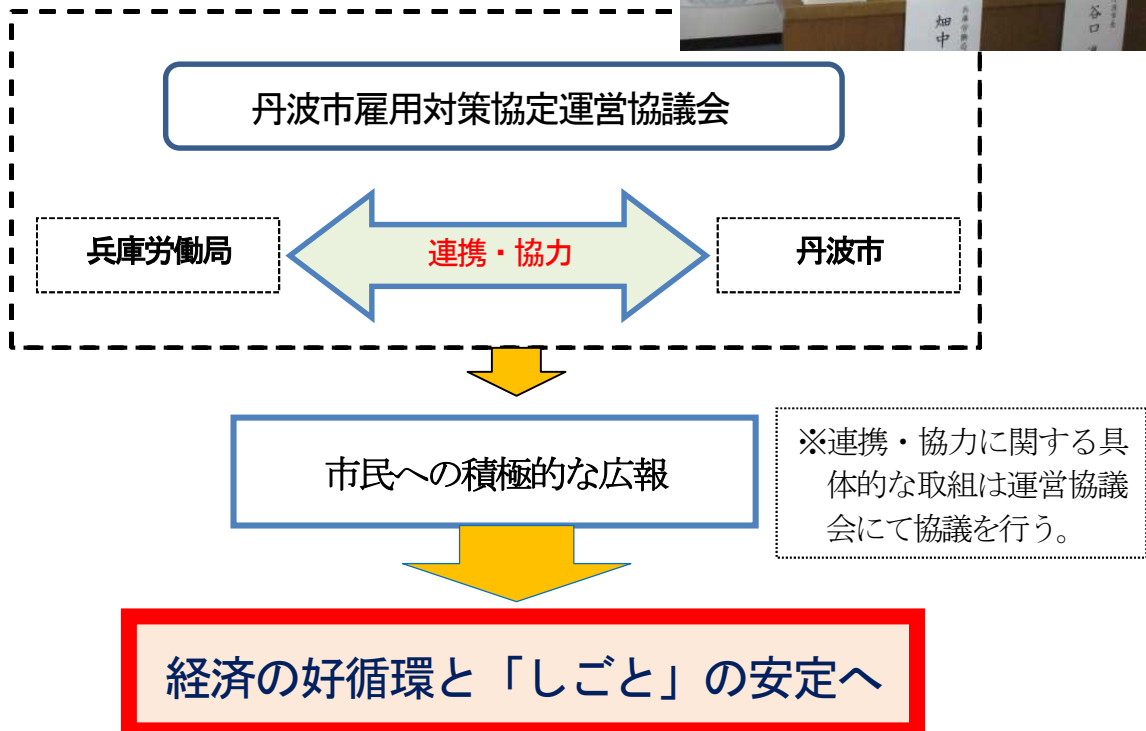
～「丹(まごころ)の里」丹波で地域と人を結ぶ協定を締結しました～

平成30年9月18日(火)、丹波市と厚生労働省兵庫労働局はより緊密に連携して雇用対策に取り組むため、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(旧雇用対策法)」に基づく「雇用対策協定」を締結しました。

(協定の目的)

丹波市と厚生労働省兵庫労働局が相互に連携し、丹波市の雇用環境の改善・向上を図るため、雇用対策を総合的、効率的かつ一体的に取り組むことを目的として締結する。

労働施策総合推進法(旧雇用対策法)に基づく、丹波市との雇用対策の連携・協力の確保に関する協定締結



丹波市雇用対策協定に基づく事業計画の概要

新規学卒及び既卒者等、若年者に対する就職支援

- ・合同就職面接会(就職フェア)の開催
- ・企業紹介フェア、企業見学会等の開催
- ・若年フリーターなど、正社員就職実現に向けた就職支援
- ・高校生に対する職業意識形成やキャリア形成に対する各種支援
- ・「丹波市企業ガイドブック」の作成、配布等地元企業の情報発信

子育て女性等に対する就職支援

- ・仕事と子育ての両立を支援する就職面接会の開催
- ・子育てしながら働きやすい求人の情報等の提供や環境整備の促進
- ・仕事と子育ての両立をテーマにしたセミナー等の開催
- ・福祉の現場において活躍できるよう女性有資格者福祉人材バンクによる就労支援

U・I・Jターン対策の推進

- ・丹波地域へのU・I・Jターン希望者に対して、「住まい」と「仕事」の両面から支援する就職面接会の開催
- ・全国ネットワークを活かした移住希望者に対する就職支援
- ・丹波市移住相談窓口での各種相談、情報発信
- ・福祉人材確保に向けた市外転入者等に対する支援

高齢者及び障害者等に対する就職支援

- ・シルバー人材センターと連携し、シニアエイジを対象とした就職面接会の開催
- ・65歳を超えた高齢者への再就職支援
- ・障害特性に応じたきめ細やかな就職支援
- ・地域における関係機関と連携した、障害者の雇用機会の拡大促進
- ・特別支援学校等卒業者に対する適切な進路選択に向けた各種情報提供及び就職支援

市内企業の人材確保、求人充足対策の推進

- ・丹波地域の企業と大学・高等学校等との情報交換会の開催
- ・丹波地域の企業の個別見学会、ミニ就職面接会の開催
- ・福祉分野の人材確保に向けた関係機関と連携したセミナー、見学会、就職面接会の開催
- ・女性の活躍促進に取り組む企業への支援

労働局・丹波市

雇用対策・就業
支援策の一体的
かつ効果的な推進

ハローワーク柏原
丹(まごころ)ワークサポートたんば

丹波市雇用対策協定に基づく事業計画の概要

新規学卒及び既卒者等、若年者に対する就職支援

- ・合同就職面接会(就職フェア)の開催
- ・企業紹介フェア、企業見学会等の開催
- ・若年フリーターなど、正社員就職実現に向けた就職支援
- ・高校生に対する職業意識形成やキャリア形成に対する各種支援
- ・「丹波市企業ガイドブック」の作成、配布等地元企業の情報

子育て女性等に対する就職支援

- ・仕事と子育ての両立を支援する就職面接会の開催
- ・子育てしながら働きやすい求人の情報等の提供や環境整備の促進
- ・仕事と子育ての両立をテーマにしたセミナー等の開催
- ・福祉の現場において活躍できるような女性有資格者福祉人材バンクによる就労支援

UIJターン対策の推進

- ・丹波地域へのUIJターン希望者に対して、「住まい」と「仕事」の両面から支援する就職面接会の開催
- ・全国ネットワークを活かした移住希望者に対する就職支援
- ・丹波市移住相談窓口での各種相談、情報発信
- ・福祉人材確保に向けた市外転入

高齢者及び障害者等に対する就職支援

- ・シルバー人材センターと連携し、シニアエイジを対象とした就職面接会の開催
- ・65歳を超えた高齢者への再就職支援
- ・障害特性に応じたきめ細やかな就職支援
- ・地域における関係機関と連携した、障害者の雇用機会の拡大促進
- ・特別支援学校等卒業者に対する適切な進路選択に向けた各種情報提供及び就職支援

市内企業の人材確保、求人充足対策の推進

- ・丹波地域の企業と大学・高等学校等との情報交換会の開催
- ・丹波地域の企業の個別見学会、ミニ就職面接会の開催
- ・福祉分野の人材確保に向けた関係機関と連携したセミナー、見学会、就職面接会の開催
- ・女性の活躍促進に取り組む企業への支援

労働局・丹波市
雇用対策・就業
支援策の一体的
かつ効果的な推進

ハローワーク柏原
丹(まごころ)ワークサポートたんば

丹波市雇用対策協定

第1条（目的）

この協定は、丹波市（以下「市」という。）と厚生労働省兵庫労働局（以下「労働局」という。）が、市において策定した「丹波市丹（まごころ）の里創生総合戦略」の基本目標「魅力的なしごとを創造する」「交流人口を増やす」「市民みんなで子育てを応援する」「元気な地域をつくる」の施策の推進に向け、特に、「魅力的なしごとを創造する」分野において効果的な雇用対策に取り組むため、綿密な連携のもとに市内企業の成長発展・人材確保、雇用・労働環境の改善と就業支援の強化など、総合的、効果的かつ一体的に取り組むことを目的として締結する。

第2条（事業内容等）

市及び労働局は、前条の目的を達成するため、共通の数値目標のもとに具体的な取組の内容及び実施方法を「丹波市雇用対策協定に基づく事業計画」（以下「事業計画」という。）に定めるものとする。

第3条（要請等）

市及び労働局は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため、必要な要請を相互に行うことができ、これに誠実に対応するものとする。

第4条（運営協議会等）

市と労働局は、この協定書に基づく事業を計画し、実施するために運営協議会を設置する。

- 2 運営協議会は必要の都度開催することとし、事業計画及び事業報告を審議する。
- 3 運営協議会の下に事業内容の詳細な検討を行うため作業部会を設置する。

第5条（秘密保守）

この協定に基づく雇用対策に関する取組において、市及び労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持することとする。

ただし、事前に相手方の承諾を得られた場合は、この限りではない。

第6条（その他）

この協定に定めのない事項が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、市及び労働局は誠意を持って協議し、定めるものとする。

- 2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、新たな協定書が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

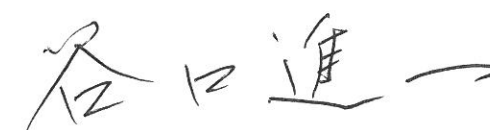
附 則

この協定は、締結する日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、丹波市長、厚生労働省兵庫労働局長が記名のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成 30 年 9 月 18 日

丹波市長



厚生労働省兵庫労働局長

